

後期高齢者医療保険よりお知らせ

保険料額の通知書及び納付書を送付します。

広域連合で保険料額が決定されましたので、7月10日(水)ごろに、被保険者のみなさんおひとりおひとりに、保険料額の通知書と納付書を送付します。



◎保険料の納付方法は・・・

※納付方法は、通知書で必ずご確認ください。

- ・保険料は、原則として年金から徴収されます。〈特別徴収〉
- ・年金額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人、普通徴収への変更申出書を提出された人、特別徴収に変わるまでの人は、納付書や口座振替などで個別に納めます。〈普通徴収〉

◎保険料の均等割額軽減割合が変更されました

軽減割合		本則	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
平成31年度(令和元年度)			
8.5割※	7割		33万円以下の世帯
8割※			33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)の世帯
5割	5割		33万円+「28万円×世帯の被保険者数」
2割	2割		33万円+「51万円×世帯の被保険者数」

- ・5割軽減、2割軽減の基準額が拡充されました。
 - ・平成30年度における9割軽減の区分に該当する人は、8割軽減に変わります。
- ※本来は7割軽減ですが、特例措置により、8.5割・8割軽減になります。

◎職場の健康保険などの被扶養者だった人の軽減措置の改正

後期高齢者医療制度の資格取得前日に被用者保険等の被扶養者(健康保険組合や共済組合など)だった人の均等割額の軽減は、平成31年度(令和元年度)以降は資格取得後2年間のみ5割軽減となります。

所得割についてはこれまでと同様に課されません。

※世帯の所得が低い人は均等割額の軽減が優先されます。

保険証を年度更新します。

8月1日からご使用いただく新しい「保険証」は、7月中旬頃から7月末日までに簡易書留で配達されます。受取には署名か捺印が必要です。



有効期限が「令和2年7月31日」となっていますので、確認してください。

◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」について

すでに認定証をお持ちの人で、8月以降も該当となる場合は、新しい認定証を7月下旬に普通郵便で郵送します。

◎有効期限が切れた保険証や認定証は、市役所(101番窓口)へ返却いただくか、ハサミを入れるなどして処分していただきますようお願いいたします。

問合せ＝保険年金課 医療係(内線327・328)